

(2/14 木曜)

## 武器輸出をめぐる与党協議のポイント

- ライセンス生産品の移転(弾薬など) →「条件」つきで可能
  - 武器の部品移転(戦闘機のエンジンなど) →可能
  - 国際共同開発・生産品(次期戦闘機など)の第三国輸出 →協議継続
  - 5類型(救難、輸送、警戒、監視、掃海) →来年に先送り
- 防衛装備移転三原則・運用指針改定(22日)に反映

自民、公明両党は13日夜、武器輸出のルールを定めた「防衛装備移転三原則」の運用指針見直しを図る実務者協議(WT)を開き、政府への提言の第一弾をまとめました。他国企業から技術を取得し国内で生産する「ライセンス生産品」の輸出対象拡大や、戦闘機のエンジンなど武器部品の輸出解禁などを盛り込みました。政府はこれを受け、22日にも運用指針を改定し、「殺傷兵器」輸出に本格的に着手します。

現行指針は、米国のライセンス品の「部品」に限って輸出を容認してきましたが、擬音は米国以外のライセンス元国や「完成品」の

# 「殺傷兵器」輸出へ着手

輸出解禁を要請。元国からシンのインドネシアへの輸第三国への輸出も可能とし出が念頭にあります。現在まし。

ウクライナに限定している

日本の「ライセンス生産品」は8カ国9品目あります。ですが、英國の「<sup>ミリタリ</sup>」う弾砲、フランスの「<sup>ミリタリ</sup>」迫撃砲など、弾薬が多くを占めています。提言は第三国移転について「現に戦闘が行われている国」を除外するところですが、日本が生産した弾薬で備蓄不足があれば、欧米はうちに補てんされれば、欧米は「<sup>ミリタリ</sup>」クラインやイスラエルなど紛争当事国にさしかかる弾薬供与が可能となり、紛争助長につながります。

WTは、安保法文書で三

期戦闘機の第3回輸出では、完成品について持ち越す、「部品・技術」のみ解禁。難などに輸出を限定する「5類型」緩和も継続議論となりました。

WTは、実務者協議の次回開催時期と明記。過去ある航行記したことを受け、4月空自F15戦闘機のエンに開始されました。